

428 印鑑票の更新と再製

428-1

印鑑票の更新

各種の請求・届出の手続きに際し、記名国債証券印鑑票に変更後の事項を記載する予備欄または余白がないときは、次により自店において印鑑票を更新したうえ、その請求・届出の手続きをする。

* 印鑑票用紙は、統轄店に請求する。

事務手順	取扱要領
①新印鑑票の作成	<p>○ 印鑑票の記載事項のうち、各種の請求・届出により変更がある事項は変更後のものを、その他の事項は旧印鑑票に記載されているものを、それぞれ新印鑑票用紙に記載する。</p> <p>* 旧印鑑票の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、新印鑑票の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号を記載する必要はない。</p> <p>* 旧印鑑票の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されていても、新印鑑票の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名をかっこ書きで記載する必要はない。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 印鑑票 記載例参照 </div> <p>● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の証券番号を業務局が記載することとなるので、新印鑑票の証券番号欄は記載しない。</p> <p>○ 新印鑑票用紙の印鑑欄に届出印の押印を受ける。</p> <p>● 改印届のときは新印、記名変更の請求のときは新記名者印の押印を受ける。</p> <p>○ 新印鑑票の支払期欄のうち、すでに支払済の欄（旧印鑑票に支払表示のあるもの）に交差する斜線を引く。</p> <p>○ 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一体で移管」の文言を朱記する。</p> <p>○ 旧印鑑票に「証券の交付年月日等」の表示があるときは、新印鑑票の該当個所にその交付年月日等を表示する。</p> <p>● 支払期欄中の「証券の交付年月日等」は、まだ支払われていないものだけを新印鑑票に表示する。</p>

②旧印鑑票の抹消

③新・旧印鑑票の
じまとめ

- 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の交付年月日等を表示することとなるので、新印鑑票に「証券の交付年月日等」は表示しない。
⇒ 418参照・証券の交付年月日等の表示
- 旧印鑑票の支払期欄のうち、支払表示のない欄に交差する斜線を引く。
- 新印鑑票が上になるよう重ねて上部をとじまとめ、これを1枚の印鑑票として取扱う。

